

合同会社グリーンパワー石狩「（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年10月25日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）石狩湾新港洋上風力発電事業環境影響評価準備書」について、合同会社グリーンパワー石狩に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道石狩湾新港港湾区域内
- ・ 原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・ 出 力 : 最大104,000kW(4,000kW×最大26基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成28年 4月 8日
住民等意見の概要受理	平成28年 6月22日
北海道知事意見受理	平成28年 9月21日
環境大臣意見受理	平成28年 9月23日

問合せ先:電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

合同会社グリーンパワー石狩「（仮称）石狩湾新港洋風力発電事業
環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 本事業は国内での先行事例が少ない洋上風力発電事業であることから、その環境影響について十分に解明されておらず、調査、予測及び評価の手法についても開発が進められていることを踏まえて、最新の知見を用いて、評価書、報告書等の環境影響評価手続及び事後調査並びに事業の実施を行うこと。
- (2) 事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (3) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (4) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (5) 対象事業実施区域周辺の陸側においては、他事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であり、それらの風力発電所との累積的な環境影響が懸念されるため、周辺の他事業者と可能な限り環境情報（未公開情報を含む）を共有し、地域全体で効果的な環境保全措置を講ずることで、環境影響を低減させるよう努めること。特に、鳥類に対する移動経路の阻害やバードストライク事故等重大な環境影響が懸念される情報について、事後調査結果を含め、積極的に情報共有を図ること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確

認されている。また、鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、本事業による重要な鳥類に対する影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、オジロワシ等重要な鳥類の衝突・接近等重大な影響が認められた場合は、発生原因や状況を可能な限り把握した上で、専門家等からの助言を踏まえて、最新の知見に基づき、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、オジロワシ等重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 海域に生息する動物に対する影響

施設の設置・稼働による海域に生息する動物への影響について、今後新たな知見が得られた場合は、必要に応じ海洋生物の専門家等の助言を受け、事後調査等の必要性を検討すること。

(3) 水環境（その他）

洋上に風力発電設備が設置されることによる流況の変化による砂浜への影響について、科学的根拠に基づき予測、評価し、重大な影響があると認められる場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。